

姫路市の中間検査について

姫路市内にて新築、増築又は改築を行うに当たり、確認申請を提出する建築物の建築基準法(以下「法」。)に基づく中間検査は、以下のとおりとなります。

1. 中間検査対象建築物

		基礎	建て方
法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物	住宅の用途に供する部分の面積>50㎡	○	◎
	住宅の用途に供する部分の面積≤50㎡	×	◎
住宅の用途に供する部分の面積が50㎡を超える建築物 (上記建築物を除く。)	階数≤2	W・S・RC・SRC造	×
		上記以外の構造	○
	階数≥3	W・S・RC・SRC造	○
		上記以外の構造	○
特殊建築物 ¹⁾ の用途に供する部分の面積が500㎡を超える建築物	階数≥3 かつ 地上階≥2	W・S・RC・SRC造	○
		上記以外の構造	×

1) 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)

◎：法で定める工程

○：姫路市が指定する工程

2. 特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事

	特定工程	特定工程後の工程
基礎工事が対象となる建築物	基礎(基礎ぐいを除く。)に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

(2) 建て方工事

		特定工程	特定工程後の工程
法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
建て方工事が対象となる建築物 (上記建築物を除く。)	W造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事)の工程 ^①	壁の外装工事又は内装工事の工程
	S造	1階の鉄骨の建て方工事の工程 ^②	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
	RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程 ^③	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
	SRC造	1階の鉄骨の建て方工事の工程 ^④	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

- 注1) 複数の異なる構造を併用する場合の特定工程（法で定める工程を含む建築物を除く。）
木造を含む場合・・・・・・・・上表の①の工程
木造を含まない場合・・・・・・・・上表の②～④のうち早期に終了する工程
- 注2) 複数の工区に分けて施工する場合の特定工程
法で定める工程・・・・・・・・全ての工区の工程
姫路市が指定する工程・・・・・・・・早期に終了する工区の工程

3. 適用除外

- (1) 法第18条第1項又は第85条第5項若しくは第6項の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課
TEL：079-221-2546

（平成30年10月作成）